

[トップページ](#) > [市政](#) > [方針・条例](#) > [主要な計画、指針・施策](#) > [事業別計画、指針・施策](#) > [グローバルイノベーション創出支援](#) >
大阪市イノベーション創出支援補助金（令和7年度）

大阪市イノベーション創出支援補助金（令和7年度）

ページ番号：642452 2025年1月15日

大阪市イノベーション創出支援補助金の実施について

目的

本補助制度は、大阪市内に事業所を有する企業又は個人と連携する大学を対象とし、大学の保有する研究成果・技術をもとにした産学連携の研究開発事業に対して、その費用の一部を補助することにより、大学の優れた技術を掘り起こして、その実用化に向けた取組みを加速し、もって本市の経済成長及びイノベーション創出に寄与することを目的とするものです。

〔参考〕

- 過去の採択事業については、[本補助金の過去（平成23～令和5年度）の採択事業のHP](#)を参照
- 令和6年度については、[大阪市イノベーション創出支援補助金（令和6年度）](#)を参照

事業内容

対象事業の要件

・補助金の交付対象となる事業は、次の1.から4.に掲げる要件のいずれにも該当する必要があります。

- 研究成果・技術をもとにした産学連携による研究開発事業であること。
- 実証データの取得や試作品の製作等、研究成果・技術の実用性を検証する事業であること。
- 大阪市内に事業所を有する民間企業、又は大阪市内に事業所を有する個人との連携による研究開発事業であること。
- 事業を実施する研究代表者及び研究従事者のいずれもが当該事業と実質的に同一の研究課題について他の補助金を受けていないこと。

・大阪市内の大学については、次の5.から8.のいずれにも該当する場合も対象とします。

- 上記1.、2.及び4.の要件に該当すること。
- 産学連携を推進する組織を有し、その所在地が大阪市内にあること。
- 大阪市内に事業所を有する民間企業、又は大阪市内に事業所を有する個人との連携による研究開発事業であること。
- 前7.に規定する大阪市内に事業所を有する民間企業、又は大阪市内に事業所を有する個人は、研究成果・技術が実用化した場合、大阪市内に事業所を設ける、もしくは大阪市内に事業所を有する民間企業と連携し、実用化したものを販売する等の経済活動を1年以内に大阪市内で行うことを交付要綱の誓約書を以て誓約すること。

補助対象者

産学連携を推進する組織を有する大学

補助対象経費

補助対象経費は、「設備費」、「材料費及び消耗品費」、「旅費」、「謝金」、「その他（調査費等）」です。

ただし、経費に含まれる消費税などの租税相当額は除きます。

詳細は、大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱をご覧ください。

補助率及び補助金上限額

補助率は、補助対象経費の2分の1

補助金上限額は、200万円

なお、補助対象経費のうち、補助金以外の経費については、交付要綱第2条第1項第3号及び第3項第3号の連携先がその資金を負担することを交付要綱の誓約書を以て誓約していただく必要があります。

※補助対象外経費の税等については、大学、連携先のいずれが負担しても差し支えありません。

令和7年度の募集について

本補助事業の実施は、令和7年度大阪市予算案の議決経てはじめて効力を発するものとし、予算が成立せず、事業を行わない場合に、申請者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しません。

令和7年度については、次のとおり2月募集（第1回）、4月募集（第2回）、6月募集（第3回）の計3回を実施します。

※4月募集及び6月募集は、2月募集の申請状況により実施しない場合があります。

申請書類の提出期間等

1. 申請書の提出期間

2月募集（第1回）

令和7年2月3日（月）9時から令和7年2月21日（金）17時まで（必着）

4月募集（第2回）

令和7年4月4日（金）9時から令和7年4月25日（金）17時まで（必着）

6月募集（第3回）

令和7年6月13日（金）9時から令和7年7月4日（金）17時まで（必着）

2. 申請方法

申請書類を送付または電子メールで提出すること。

<送付の場合>

補助金交付申請書2部（添付書類を含む。1部はコピー可）とその電子データ（CD-R又はDVD-R、Word形式とPDF形式の両方）を、簡易書留等配達されたことが証明できる方法により送付先まで提出すること。なお、産学連携担当者の氏名と連絡先を必ず明記すること。

<電子メールの場合>

電子メールの場合は、補助金交付申請書（添付書類を含む）をWord形式とPDF形式の両形式で送付先のメールアドレスに送信すること。送信後、必ず電話で送信した旨を連絡すること。

3. 送付先（問合せ先）

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル オズ棟南館4階


大阪市 経済戦略局 産業振興部 イノベーション課（産学官連携担当）


電話：06-6615-3016


電子メール：ga0025@city.osaka.lg.jp

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時30分まで）

交付要綱及び実施要領等


 [交付要綱\(PDF形式, 465.51KB\)](#)


 [様式（第1号～第10号）\(PDF形式, 353.35KB\)](#)

 [様式（第1号～第10号）\(DOCX形式, 53.36KB\)](#)

 [様式（第8-1号）\(XLSX形式, 14.21KB\)](#)

 [実施要領\(PDF形式, 524.90KB\)](#)

 [（参考）補助金等交付規則\(PDF形式, 162.23KB\)](#)

 [CC（クリエイティブコモンズ）ライセンス](#) における [CC-BY4.0](#) で提供いたします。

オープンデータを探す
大阪市オープンデータポータルサイト >

 [Adobe Acrobat Reader DCのダウンロード（無償）](#)

PDFファイルを開覧できない場合には、Adobe 社のサイトから Adobe Acrobat Reader DC をダウンロード（無償）してください。

令和7年度の採択事業の決定について

本補助事業の採択にあたっては、研究内容の妥当性、企業等との連携による新規事業創出への発展性、新事業創出の効果等について、有識者からの専門的・技術的意見を踏まえて審査を行っています。

これらの案件については、イノベーションを牽引する新事業創出プロジェクトへと進展することが期待されます。

SNSリンクは別ウィンドウで開きます



このページの作成者・問合せ先

経済戦略局 産業振興部 イノベーション課（産学官連携担当）

電話: 06-6615-3016 ファックス: 06-6615-7433

住所: 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル オズ棟南館4階

[メール送信フォーム](#)

[トップページ](#) > [産業・ビジネス](#) > [各種支援・相談・案内・お知らせ](#) > [産業支援・創出支援・特区制度など](#) > [産学官連携](#) >

大阪市イノベーション創出支援補助金（令和7年度）

Copyright (C) City of Osaka All Rights Reserved.